

志木市立小・中学校 保護者 様

志木市教育委員会

G I G A端末用モバイルルーター本体の貸出について

日頃から、本市教育行政及び学校運営に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。
市内全ての児童生徒が家庭において、インターネット環境を生かした1人1台端末の活用を進めるために、貸出用のモバイルルーター本体を整備しております。

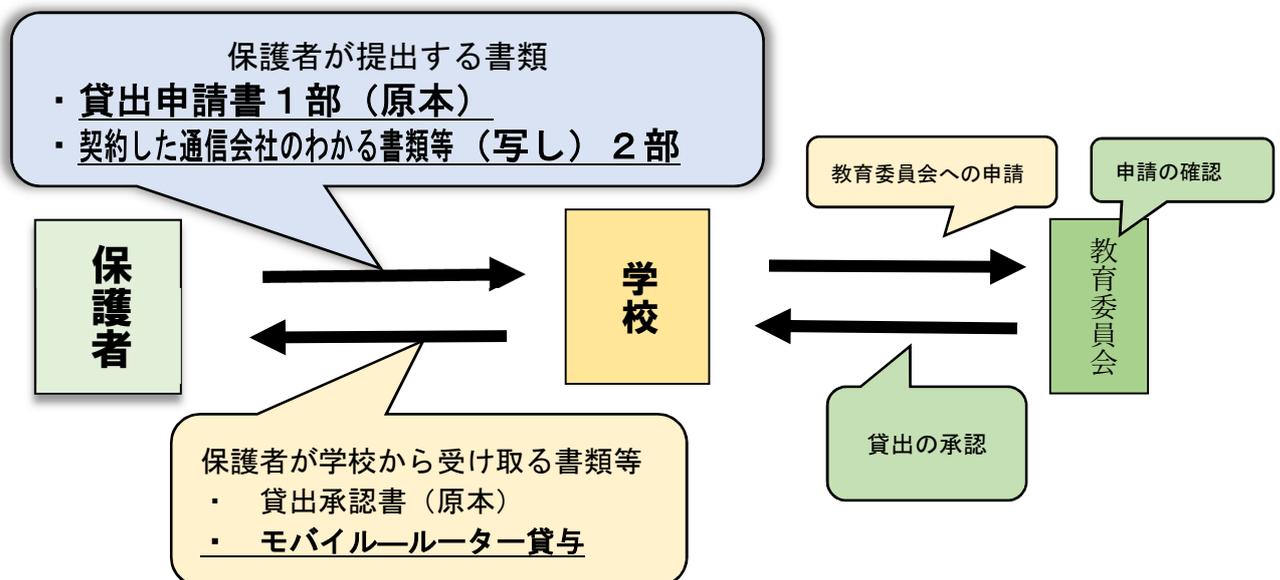
つきましては、**モバイルルーター本体の貸出を希望される場合は、下記及び別紙リーフレットを御参照いただき、貸出申請書を学校まで御提出ください。**

なお、**別途各家庭において、通信契約が必要となります**ので、御不明な点がありましたら、担当者へお問い合わせください。

引き続き、児童生徒が安心して端末を利用できるように御理解、御協力をお願いいたします。

記

○ 手続きのフロー



2 FAQ

モバイルルーター本体だけでは、インターネット通信ができないのか。

できません。SIMカードという通信契約者を特定するためのカードが必要となります。SIMカードの契約も様々な会社や内容、支払いプランがあります。使い放題のような定額制のものや●GBまでなら●円等、様々な内容で展開されています。

端末の持ち帰りでは、どのようなことに使い、容量は何GB必要なのか。

基本的には学校での学習成果の確認や終わらない部分の補習。また、動画視聴による予習や復習、オンライン学習ドリルの使用、タイピング練習もあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、学級閉鎖等が発生した場合は、オンライン授業での活用も想定されます。そういった場合には、オンライン会議システム等を活用した場合、1時間あたりで300～400MB程度の容量が必要と想定しております。

ケースバイケースで、一概に何GBと断定することは難しいです。あくまで、児童生徒やその時々为学校の実態に基づくものとなります。

家庭の事情でインターネットを契約しない場合はどうしたらよいか。

端末がオフラインでもできる課題に取り組む等が考えられます。まずは、学校に御相談いただき、オンライン環境が必要な場合は、学校のインターネット環境を活用していくことも想定しています。

端末を持ち帰らない日に、モバイルルーターを使うことは可能か。

基本的には利用は可能です。本体の貸出の理由が「学習利用」ということを鑑みて、その判断をしていただければと考えています。ある調査から判明しているように、日本の子どもたちは海外の子と比べて、インターネットを「遊び目的」として使っている子が多くなっているというデータがあります。これを機会に「学習目的」や「時間を浪費しない」等の家族での約束を話し合ってみるのはいかがでしょうか。

貸出モバイルルーターの操作方法がわからない場合はどうしたらいいのか。

専用サポートセンター：0570-666502（通話料有料）があります。平日10時～18時に御利用ください。製品の操作方法や設定方法、故障診断について対応をしていただけます。

なお、モバイルルーターの交換、紛失、通信回線契約に関することは、上記コールセンターでは取り扱っておりません。志木市教育委員会担当者へ御連絡ください。

故障または紛失してしまった場合の費用はどうなりますか。

利用者がモバイルルーターをわざと故障または紛失させている場合は、弁償の費用をいただく場合があります。

志木市教育委員会 学校教育課
ICT教育担当
電 話 048-473-1111
内線番号 3128